

政策レビュー及び第 3 期の知的財産戦略の在り方について (討議用資料)

平成 21 年 1 月 14 日

4. 人材の育成と国民意識の向上

① イノベーション創出に資する知財人材の育成

(i) 施策の成果に対する評価

視点：創造・保護・活用の各段階を横断的に俯瞰し、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成が不十分ではないか。

【評価の概要と課題】

- 「知的財産人材育成総合戦略」や知的財産推進計画の人材育成に係る取組を通じて、人材育成を官民挙げて進めてきた結果、知的財産人材の数は増えてきた。また、人材の量的拡大とともに質の向上を図るべく、人材育成の環境整備を進展させてきた。
- 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三位一体での推進が必要である。その際、グローバル化・複雑化する社会ニーズを把握し、社会課題を解決するのに必要な知的財産を獲得・活用することにも留意が必要である。
- しかしながら、事業戦略と知財戦略の連携はまだ不十分であり、その実現に必要な人材の育成・確保が不可欠。
- このため、知的財産専門人材に経営・事業に関する知見を習得させるとともに、経営・事業戦略に携わる人材には知的財産に関する知見を習得させるという両方からのアプローチにより、企業内や産学間でこれらの人材の連携を一層推進することが必要である。

(人材の量的拡大と質向上のための環境整備)

- ・ 2000 年の弁理士法改正による弁理士試験内容の簡素・合理化などを通じて、弁理

士人口は量的に拡大している【図表 1】。

- ・ 知的財産専門人材の質の向上に関しても様々な取組が進められている。弁理士においては、実務修習制度と継続研修制度を導入し、資質の維持及び向上を図ることとした【図表 2】。法曹人材については、すべての法科大学院において知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した【図表 3】。
- ・ 企業の知的財産担当者などを含めた知的財産専門人材全般については、知的財産専門職大学院の開設や知的財産管理技能検定の国家試験化など、知的財産の専門知識を習得する環境を整備した。
- ・ 経団連の「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」（2008年3月）によると、企業・業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識が高まったと回答した企業（「かなり高まった」を含む）は約80%に達するなど、意識の改革が進んでいる【図表 5】。

（事業戦略への知財戦略の組み込み）

- ・ 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略を三位一体で推進する必要がある、知的財産専門人材の事業戦略への積極的な関与と経営・事業に携わる者の知財戦略への積極的な関与が不可欠。
- ・ しかし、知的財産専門人材は専門性の高度化にこだわるあまり、知的財産の保護・権利化という領域に能力が偏っているという指摘がある。
- ・ 特に中小企業へのアンケート調査結果によると、知財活動を行うに当たり利用したことのある外部のアドバイザーとして「弁理士」と回答した企業の割合が54.6%と高く【図表 6】、知的財産制度に詳しいだけでなく、クライアントの事業を踏まえて知的財産を創造し、権利化し、活用することを総合的にアドバイスすることのできる弁理士が求められている。
- ・ また、経営・事業戦略に携わる人材においては、知的財産について学ぶ機会が少ないとの指摘がある。
- ・ 「企業の経営者で知財は重要でないという人はいないと思う。しかし、知財がなぜ重要なのか、知財を重要視すると何が変わるのかを説明できる人は少ないのではないか」（経団連 「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」 2008年3月）との意見があり、知的財産を経営にいかし切れていない企業・人が未だ多いと考えられる【図表 7】。

（社会ニーズに対応できる知的財産人材）

- ・ 知的財産を活用して競争力のある事業を創出する上で、産学連携においては、企業の求めるニーズに対して必要なシーズを提案できる人材が大学などで適切に配置されることが重要である。ニーズに精通した人材を企業などから受け入れたり、大学の人材を企

業に派遣して企業のニーズを体得するOJTを実施したりすることを通じて、ニーズに対応したシーズを提案し、企業とともにビジネスプランを構築できる人材を大学などに十分に配置する必要がある。

- また、企業においては、社会のニーズに対応した事業戦略を起点として、事業を成功させるのに必要な技術・知的財産を確保することも重要である。自社で既に保有している知的財産のうち利用できるものは何か、保有している知的財産に対して足りない部分はどこか、外部から技術・知的財産を取得するに当たってどのようなライセンス形態が適切であるかなどを分析し、それに基づいて知財戦略を打ち立てることのできるスキルが知的財産担当者などに必要である。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

経営・事業戦略への知財戦略の組み込みを実現するため、知的財産専門人材の知的財産以外の周辺領域に係る能力を強化する。

評価指標：知財コンサルタント・総合アドバイザーを担える弁理士の数

評価指標：企業の知的財産担当部門の活動状況

政策目標 2

知財戦略を取り入れた経営・事業戦略を推進し、社会ニーズに対応しつつ知的財産を経済的価値の創出に結びつけられるよう、経営・事業戦略に携わる人材の知的財産に対する認識・知識をより一層高める。

評価指標：知的財産を意識した企業経営を実現していると回答する企業の数

評価指標：経営者を対象とした知的財産研修の開催状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 知的財産専門人材の能力の広域化

弁理士が企業の経営・事業活動に接する場と機会を支援したり、企業の知的財産担当者が事業部門や研究開発部門との連携を図るのに必要な知識を習得できるよう研修、授業、人事ローテーションを充実させたりするなど、知的財産専門人材の知的財産以外の周辺領域に係る能力を強化する。

○ 知的財産マネジメント人材の充実

経営・事業戦略に携わるより多くの人が知的財産に関する知識を習得するべく、経営系・社会系の人材（学生や教員を含む）に対する知財教育を充実させる。大学等の知的財産に関する授業において、知的財産制度だけでなく、知的財産と経営・事業との関係を教えるなど、それぞれの専攻に即した知財教育を行う。

○ 社会のニーズを把握して知財戦略を構築できる産学連携人材の育成

大学やTLOの人材においては、企業のニーズを体得するための企業との人材交流や企業でのOJTなど、人材の流動化を通じて、社会のニーズを把握し、ニーズに対して必要なシーズを提案できる人材の育成を促進する。

② グローバル化に対応した知財人材の育成

(i) 施策の成果に対する評価

視点：海外において我が国の知的財産を保護・活用するための人材は十分であるか。

【評価の概要と課題】

- 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- 我が国の企業や大学等においては、外国への特許出願、外国企業とのライセンス交渉、外国での模倣品・海賊版対策など国際業務が増加している。欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセンス交渉などを通じて、一定のノウハウを構築しつつある。また、中韓に対しては、知的財産専門人材の人材交流などを通じて知財制度や知財実務に関する知識の習得が行われつつある。
- しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないとの指摘がある。これらの新興国に対しては、知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する一方で、国内の専門家を育成するための環境整備を行うことが重要である。
- また、企業においても、国際競争力のある知的財産人材がまだまだ不足しているとの指摘がある。
- さらに、大学知的財産本部に関しては、国際的な産学官連携活動を行うに当たり、海外出願の特許戦略の策定や海外企業との交渉実務に必要な人材の不足が指摘されている。

(経済のグローバル化と新興国の台頭への対応)

- ・ 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- ・ 産業構造審議会 知的財産政策部会 「弁理士制度小委員会報告書」(2006年12月)によると、日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類の翻訳文及び

ドラフトの作成や外国有資格者への媒介（外国出願関連業務）に対応した専門性を弁理士に期待している【図表 8】。

- これまで欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセンス交渉等を通じて、一定のノウハウが構築されてきた。また、これらの実務、欧米の知財制度に関する研修、欧米代理人との交流などを通じて、実務能力を習得することが可能となっている。
- 中韓に対しては、日本弁理士会が、知的財産制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華全国專利代理人協会と交流を続けている。2007年7月に行われた大韓弁理士会との交流では49名が参加し、両国から特許法や商標法などの改正内容などが説明された。
- また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知的財産制度に関する情報を海外へ向けて発信したりしている。
- しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、経済発展が著しく、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないとの指摘があり、これら諸国との交流チャネルの確保が課題。

（国際的な産学官連携）

- 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」（2007年8月）によると、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足などが課題として挙げられている【図表 9】。
- 2008年度からの「産学官連携戦略展開事業」では、国際的な産学官連携活動の推進を目的に、知的財産本部における国際的に通用する知的財産人材の育成や国際的な産学官連携体制の強化を図っている。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標

我が国において、経済のグローバル化に対応するために必要な国際的な知的財産人材を着実に確保する。

評価指標：知的財産人材の国際交流（セミナー、イベント等）の開催状況

評価指標：国際的な知的財産活動に従事する知的財産人材の現状

評価指標：国内専門家の海外派遣や海外専門家の招聘の状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 国際交流などの充実

外国での制度整備や人材育成に対する支援をしつつ、言語能力や国際的な交渉力など国際的に通用する実践的な能力を知的財産人材に習得させるべく、海外の知的財産専門人材との交流、知的財産専門人材の講師としての海外派遣、海外の専門家の招聘、WIPOなどの国際機関への派遣、海外の大学・知的財産研究所への留学、現地研修を取り入れた海外コースの研修などを充実させる。

○ 国際的な産学官連携の推進

国際的な産学官連携体制の強化に対する支援を通じて、海外特許の戦略的な取得などに取り組む中で、国際的に通用する知的財産人材の育成を図る。

○ 経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に詳しい人材を育成・確保するためにも、我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、これらの国々の知的財産制度等に関する情報を適切に提供する。

③独創性を重視した知財教育の推進

(i) 施策の成果に対する評価

視点：オリジナリティの尊重を学ばせる知財教育は十分になされているか。

【評価の概要と課題】

- 将来にわたって知的財産を活用して競争力を持続していくためには、我が国の将来を担う世代が子供の頃から独創性や他人の知的財産を尊重するマインドを身につけることが重要である。
- これまで、教材・教育ツール等の配布やセミナー・発明教室等の開催を通じて、児童、生徒、学生が知的財産に関する知識を習得する機会を増し、国民の間に知的財産マインドを広める取組を進めてきた。
- しかし、「知的財産に関する特別世論調査（２００８年）」によると、模倣品・海賊版の購入を容認する者は５２．４％存在しており、国民全体への知的財産マインドの浸透は不十分である。

(知財教育の現状)

- ・ 児童に対する知財教育では、知的財産制度に関する教育よりも、創造性や知的財産を尊重する態度をはぐくむ教育が必要であるとの指摘がある。発明協会では、ものづくりの楽しみを体験できる少年少女発明クラブ事業を実施し、２００８年５月１日現在、全国４７都道府県に２０２のクラブを設置、９０００人以上のクラブ員を有している。また、約２０００名の指導員がクラブの活動を支えている。
- ・ 各企業等においては、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテストなど、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施している。
- ・ 中学校での知財教育については、２００７年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」、「音楽」、「技術」で知財教育が行われることとなった。また、高校では、学習指導要領において「情報Ａ」で著作権への配慮を扱うこととなっている。
- ・ 専門高校での知財教育については、産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は３４０校に達している。
- ・ 各経済産業局を通じて開催している児童や生徒向けの知的財産教育セミナーでは、弁理士などの知的財産に関する専門家が学校などを訪問する形式で授業・講義を実施して

いる【図表 1 2】。

- ・ 学校と地域産業界が連携してものづくり人材など知財人材の育成を図ることも重要である。2008年度から開始された「早期工学人材育成事業」では、地域の企業や商工会議所、NPOなどのアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証などを行っている。

(知財教育を実施する教員・指導者)

- ・ 教職員向けのセミナーも開催しており、教育機関において知的財産の知識と理解を有する人材の育成を図っている【図表 1 2】【図表 1 3】。
- ・ しかしながら、児童等に対して知財教育を行うことができる教員・指導者の更なる充実が必要との指摘がある。
- ・ 知的財産管理技能検定の3級では、学校関係者が受検することにより、学校での知財教育の担い手として必要な資質能力が身につくことを目指している。

(国民の意識)

- ・ 国内消費者向けに知的財産の重要性、模倣品の弊害を周知するため、テレビCM、ポスター掲示、新聞、雑誌・バナー広告等を活用して啓発活動を行ってきた【図表 1 7】【図表 1 8】【図表 1 9】。
- ・ その結果、内閣府の「知的財産に関する特別世論調査」によると、政府の啓発活動を知っている旨回答した者は、2006年が52.6%であったのに対し、2008年は54.5%と若干伸びており、啓発活動の認知度は徐々に高まっている【図表 1 4】。
- ・ しかしながら、模倣品・海賊版の購入を容認する旨回答した者は、2004年が46.4%、2006年が45.2%であったのに対し、2008年は52.4%と依然として高水準のままである【図表 1 5】。その内訳は、年齢層が低いほど、模倣品・海賊版の購入を容認する旨の回答割合が高い【図表 1 6】。

(ii) 第3期の政策目標と評価指標

政策目標 1

独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から醸成し、模倣品・海賊版、違法コンテンツに対する国民の問題意識を向上させるため、ものづくり教室や創意工夫クラブなどの知的財産の創作に関する課外活動を全国の児童、生徒が受けられるように環境を整備する。また、学校教育における知財教育を充実させる。

評価指標：少年少女発明クラブの数、クラブ員の数

評価指標：学校教育での知財教育の実施状況

評価指標：知的財産教育推進協力校の数

政策目標 2

知財教育を行うことのできる教員・指導者を育成する。また、大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員などの専門家を活用した知財に関する教育・指導を充実させる。

評価指標：少年少女発明クラブの指導員の数

評価指標：教職員向けの知的財産セミナーの参加状況

評価指標：専門家を活用した知的財産セミナーの開催状況

(iii) 今後講ずべき主な施策

○ 独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動の充実

ものづくり教室や創意工夫クラブなど、独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動を通じた知財教育を充実させるべく、これらの課外活動を全国で受けられるようにする。また、学校教育における知財教育を充実させる。

○ 知財教育を行うことのできる教員・指導者の育成

小学校、中学校、高校、専門高校の教員・指導者を対象とした知的財産に関する研修やセミナーを充実させるとともに、知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、これらの研修やセミナーなどで知的財産管理技能検定の受検を推奨する。

○ 専門家を活用した知財教育の充実

大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員など

の専門家を活用しつつ、それぞれの専門性を踏まえて、創造性をはぐくむ教育の充実やものづくり人材の育成を図る。